

委託業務仕様書

1 委託業務の目的

令和2年10月に「岐阜関ヶ原古戦場記念館」が開館し、昨年度は大河ドラマの放映などによって過去最高の入館者数を記録し、令和6年度も一定数の入館者数が見込まれる。

そうした中で、関ヶ原古戦場がもつ魅力を直接、大都市圏や参戦武将ゆかりの自治体等においてPRすることにより、新規顧客及びリピーターの獲得につなげ、関ヶ原古戦場への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和6年度「関ヶ原古戦場」大都市圏・広域観光PR推進事業委託業務

3 委託業務期間

契約締結日～令和7年1月31日（金）

4 委託業務内容

関ヶ原古戦場がもつ歴史資源を活用し、歴史ファンを中心とした誘客の促進、観光消費額の増大を図るため、各種イベント等へPRブースを出展すること。

ブース出展にあたり、以下の項目について企画・実施すること。

(1) 出展イベント等の選定等

- ①大都市圏（東京、大阪、名古屋等）で開催される各種イベントのほか、令和4年10月に連携協定を結んだ石田三成ゆかりの自治体（彦根市、長浜市、米原市）において、集客力のあるイベント等にブース等を出展し、関ヶ原古戦場のPRをすること。
- ②出展会場を選定する際は、事業の趣旨をふまえ、時期・地域・会場・イベント内容・客層・費用対効果等を十分に考慮すること。
- ③イベント等への出展回数は合計6回以上（2日間連続で出展する場合は、2回とカウント）とする。なお、出展回数や地域については以下のとおりとする。

○大都市圏（東京、大阪等） 5回以上（お城 EXPO 含む。＊）

○石田三成ゆかりの自治体（彦根市、長浜市、米原市） 1回以上

※「お城 EXPO（横浜市）」開催日程：12月21日（土）・22日（日）

- ・ 出展料は受託者が負担し、2小間程度で出展する。
- ・ セミナーの実施など、関ヶ原の魅力を発信するコンテンツを実施すること。

④出展イベント等の選定にあたっては、以下に留意すること。

- ・ 出展するイベント等の管理者との交渉や連絡調整、連携団体との連絡調整を行うこと。
- ・ 出展等にかかる経費は、受託者において負担すること。
- ・ 出展イベント、出展時期については、町との協議により決定すること。

(2) P R ブースでの物産販売の実施

物販が可能な会場においては、関ヶ原観光の目的をふまえ、オリジナルグッズなど、関ヶ原に集った戦国武将等に関連する商品の販売を行うこと。なお、販売方法は以下のとおりとする。

- ・販売商品は、関ヶ原古戦場の魅力 P R に資する商品を選定することとし、また選定にあたっては町と十分協議すること。
- ・販促ツールを作成するなど、効果的な手法を検討すること。
- ・その都度、実績（販売数量・売上高等）を報告すること。

(3) P R ブースの企画及び実施

- ①消費者に訴求力のある関ヶ原古戦場の魅力・誘客 P R 方法を企画し、実施すること。
また、その方法に適した人員を配置すること。
- ②一般社団法人関ヶ原観光協会（以下、「観光協会」という）等と連携を図り、効果的に P R すること。
- ③安全かつ円滑に実施できるよう、P R ブースは業務実施責任者とイベント等出展従事者を合わせて、原則 2 名以上で対応すること。
- ④関ヶ原町の P R ブースへの来客を促す企画に加えて、関ヶ原への来町につながる効果的な手法を企画し、実施すること。なお、実施にあたっては町と十分協議すること。

(4) 関ヶ原古戦場に係る P R ツールの制作について

- ①ブースの装飾等については、町が所有する物品（別紙 1）を活用するとともに、事業の趣旨を踏まえ、魅力的なブースとなるように必要な装飾物や展示物等を制作すること。既に出展実績のあるイベントについては、過去のイベントと同じような展示にならないよう、新規にパネル等を制作し、来場者の興味を惹きつけるような工夫をすること。
- ②ブース来訪者に、パンフレット等とあわせて配布物を入れるパンフレットバックを制作、配布すること。そのパンフレットバックのデザインについては著作権者への許諾を得るための所要の手続きを行うとともに、制作に伴う使用料は委託費に含めること。そのデザインや数量に関しては町と十分協議すること。
- ③出展会場によっては、出展に必要な備品（テントや机、椅子等）が出展者による持込みとなる場合もあるため、必要に応じて手配し持ち込むこと。
- ④上記の物品及び町等が提供する配布物等の保管場所を確保すること。

(5) その他共通事項

- ①メディアへの取材依頼や、W e b 等（関ヶ原観光ガイド HP、X、Facebook、Instagram）での告知については、町や観光協会等と連携し、積極的な P R を行うこと。
- ②本事業で制作した成果物のデータは、PDF 形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator 等）にて納品すること。
- ③ P R ツール等の制作物については、リスト化し、随時更新及び町への情報共有をすること。

5 委託上限額

令和 6 年度「関ヶ原古戦場」大都市圏・広域観光 P R 推進事業委託業務
3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務実施体制等

(1) 業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

7 業務実施状況の報告

受託者は、実施計画等の作成時に町へ報告及び協議すること。

8 業務完了後の提出書類

本業務完了後、7日以内に以下の書類を提出すること。

(1) 以下の①～④の内容を含む実績報告書

- ①事業実施期間
- ②事業実施に要した事業経費
- ③事業の成果が確認できる書類
- ④その他、委託者が指示するもの

(2) 委託業務完了届

9 支払い条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することが出来る。
- (3) 本業務を実施する上で必要な機器や物品等の備品購入は認めないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を履行する上で、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (4) 著作権等に関すること
別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

11 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、関ヶ原町の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議したうえで行うこと。

関ヶ原町が保有する物品

No.	物 品 名	数 量
1	関ヶ原合戦図屏風 ※レプリカ ※縦 104cm×横 216cm	1 ヶ
2	関ヶ原参戦武将のぼり旗（全 2 4 種家紋） ※旗竿あり・注水器なし	希望数量に 応じて
3	岐阜関ヶ原古戦場記念館ミニのぼり旗	1 0 セット
4	液晶ディスプレイ （32 型） SHARP AQUOS LC-32S5	1 台
5	Blu-ray Disc/DVD プレーヤー Panasonic:DMP-BD90-K	1 台
6	HDMI ケーブル エレコム：DH-HD14E220BK 2.0m	1 本
7	関ヶ原観光 PR 映像（令和 2 年度制作） Blu-ray Disc、DVD	各 1 枚
8	展示パネル（令和 3 年度制作） A0×1 1 枚（松尾山城、玉城、長比城、関ヶ原景観、7 武将 イラスト） A1×1 枚（松尾山城） 関ヶ原古戦場 5 大展望ポイントパネル（令和 5 年度制作） A0×1 枚	計 1 3 枚
9	松尾山城ジオラマ（600×450） 展示台付き（令和 3 年度制作）	1 ヶ
1 0	松尾山城鳥瞰図（1,800×1,200）（令和 4 年度制作）	1 ヶ
1 1	テーブルカバー（令和 3 年度制作） （W1,800 用×4 枚、W3,600 用×2 枚、無地 2 枚）	計 8 枚
1 2	徳川家康甲冑レプリカ（令和 3 年度製作）	1 領
1 3	ロールアップバナー（W850×H1,510～2000） 石田三成・徳川家康 各 1 台	2 台

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、町又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、町に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 町は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、町に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、町に対し、成果物等の電子データが入った納入物（JPEG形式またはAdobeIllustrator形式及びPDF形式、CD-ROM：1枚）を当該成果物等の引き渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に町に移転する。